

正会員 各位

(一社) 全国LPガス協会

キャッシュレス・消費者還元事業について（お知らせ）

標記について、国では令和元年10月1日の消費税率引上げに伴い、需要平準化対策として、キャッシュレス対応による生産性向上や消費者の利便性向上の観点も含め、中小・小規模事業者によるキャッシュレス手段を使ったポイント還元等を支援する事業が消費税率引上げ後の9ヶ月間に限り実施されることとなりましたのでお知らせいたします。詳細・問合せ先については下記のとおりです。

つきましては、都道府県協会におかれましては、会員に対し、また、直接会員におかれましては、従業員や関係者等に対して、ご周知下さいますようお願いいたします。

記

1. 実施期間：令和元年10月1日～令和2年6月30日（9ヵ月間）
2. 補助対象：一般の中小・小規模事業者
3. 支援内容（別添概要）
 - ①中小・小規模事業者が、クレジット会社等のキャッシュレス事業者に支払う加盟手数料率が、国の補助により約2%台以下（3.25%以下への引下げを条件とし、更に国がその1/3を補助）
 - ②国等の補助により負担なしで端末導入（1/3を決裁事業者、残り2/3を国が補助）
 - ③クレジット会社等のキャッシュレス事業者より消費者還元5%
（中小・小規模事業者は、消費者向けに経済産業省作成の店頭ポスター掲示必要）
※フランチャイズ等の場合は消費者還元2%（上述の①、②の補助はなし）
4. 主なキャッシュレス決済の例
 - ①クレジットカード・デビットカード（VISA、Mastercard、JCB等）
 - ②電子マネー（信用審査なくカードを作成可能。チャージも簡単）
 - ③QRコード（消費者はスマートフォンで決済）
 - ④モバイル決済
5. キャッシュレス・消費者還元事業お問合せ先（(一社) キャッシュレス推進協議会）

新しく決済手段を導入したい、または今使っている決済手段を継続利用したい中小・小規模事業者は、予め以下のホームページから登録が必要です。

※新しく決済手段を導入したい中小・小規模事業者は、以下ホームページから契約したいクレジット会社等の決済事業者を選択し、登録手続きをお願いします。

ポイント還元中小・小規模事業者向け（キャッシュレス・消費者還元事業）
TEL 0570-000655 IP電話等用 042-303-3203
受付時間 10:00～18:00（土・日・祝日を除く）

キャッシュレス・消費者還元事業ホームページ <https://cashless.go.jp/>
概要：https://cashless.go.jp/assets/doc/kameiten_setsumeikai_shiryuu.pdf
6. 本協議会説明会の開催予定一覧
<https://cashless.go.jp/franchise/session-detail.html>

以上

（発信手段：Eメール）

（担当：総務部 瀬谷（孝）、片岡 事業推進部 笠間、岩田）



CASHLESS

中小・小規模事業者向け

中小・小規模事業者の皆様の キャッシュレス導入を支援します!

《キャッシュレス・消費者還元事業》

実施期間 **2019年10月1日～2020年6月30日**

本制度の概要

- ✓ 10月1日以降、対象の店舗でキャッシュレス支払いをした方にはポイント還元等を実施。
- ✓ 対象店舗への、キャッシュレス決済の導入を支援。

本制度のメリット

メリット
1

今なら端末導入の
ご負担なし!

端末本体と
設置費用
などが無料。



軽減税率対策
補助金対象の
端末支援に
についても比較・
検討ください!

メリット
2

期間中の決済手数料は
実質2.17%以下!

期間後の
手数料の扱いは
事前に開示。



メリット
3

消費者還元で
集客力UP!

5%又は
2%還元。



▶ **キャッシュレスのメリットをもっと知りたい方はこちらをチェック!**

<https://youtu.be/liqijj7zfQ0>



事業者目線で
メリットを紹介!

主な対象決済手段の特徴

本制度では、電子的に繰り返し利用できる決済手段が対象となります。

クレジットカード/デビットカード

- クレジットカード/デビットカードを利用している消費者に対応
- 国際ブランド(VISA、master、JCB等)に対応

電子マネー

- 高齢者や不慣れな消費者も安心して利用可能
(信用審査なくカードを作成可能。チャージも簡単)

QRコード

- 端末不要、手数料が安い等低コストで、準備も簡単
- 消費者はスマートフォンで決済

モバイル決済

- 複数の決済手段をまとめて簡単に導入可能
- 端末等もコンパクトでスペースいらず

登録までのステップ

準備

自分の店舗が本制度の対象となるか確認

※店舗区分によって還元率が異なります。 ※一部対象外の店舗がございます。

STEP.1

自分の店舗のキャッシュレス決済対応状況を確認

今使っている決済手段を継続利用

新しく導入したい／プランを見直したい

STEP.2

加盟店ID*1を持っているか確認

はい

いいえ

ホームページから契約したい決済事業者を選び、
本制度参加のための手続きを問合せ

STEP.3

本事業の下で契約したい
決済事業者に加盟店ID
を伝え、契約情報と端末
情報を登録

現在契約している決済
事業者*2に連絡し、加
盟店IDの発行を依頼

登録審査*3

加盟店IDの発行

*1:本制度の登録時に全加盟店に割り当てられる13桁の番号です。

*2:複数社と契約している場合は、いずれか1社を選んで加盟店ID
の発行を依頼してください。

*3:事務局での登録審査完了後、決済事業者を通じて「加盟店登録」
と「消費者還元開始日」が通知されます。

「キャッシュレス・消費者還元事業」の加盟店として登録完了!

主な情報収集・相談方法

自分の店舗に合ったキャッシュレス決済がわからない時は下記をチェック!

読んでみよう!

ホームページを
チェック

[https://cashless.go.jp/
franchise/index.html](https://cashless.go.jp/franchise/index.html)



相談しよう!

コールセンターへ
問合せ

0570-000655
受付時間:平日10:00~18:00(土・日・祝日を除く)



体験してみよう!

説明会へ参加

ホームページ上で開催
日時を確認して参加



対象となる中小・小規模事業者

本事業の対象となる中小・小規模事業者の定義

原則、業種ごとに定められた資本金の額や従業員数の要件に該当する事業者が対象となります。

例)小売業の場合 ▶ 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人事業主

また、この他、会社形態以外の組織に関する要件や親会社との資本関係等の要件がありますので詳細は下記をご参照ください。

補助の対象外となる事業者・取引

一部、対象外となる業種や取引があります。詳細は本制度ホームページを参照いただくか、本制度の登録を受けた決済事業者にお問合せください。

補助対象となる中小・小規模事業者の概要

https://cashless.go.jp/assets/doc/chusyo_teigi.pdf



加盟店登録要領4.1(P5~P6)

https://cashless.go.jp/assets/doc/kameiten_touroukyouryou.pdf



お問合せ先

ポイント還元問合せ窓口(中小・小規模事業者向け)



0570-000655

ナビダイヤル® 受付時間:平日10:00~18:00(土・日・祝日を除く)

本制度の詳細は、ホームページをご確認ください。

<https://cashless.go.jp>

※一般電話からは市内通話料金でご利用いただけます。 ※本制度名称を騙り、個人情報聞き出そうとする電話等にご注意ください。

キャッシュレス・消費者還元事業の制度概要

- 実施期間：2019年10月～2020年6月（9か月間）
- 支援内容：○一般の中小・小規模事業者については、
 - ① 消費者還元5%
 - ② 加盟店手数料率 約2%台以下（決済事業者へ3.25%以下への引下げを条件。更に国がその1/3を補助）
 - ③ 中小企業の負担ゼロで端末導入（1/3を決済事業者、残り2/3を国が補助）
 ○フランチャイズ等の場合は消費者還元2%（端末費用及び加盟店手数料の補助はなし）

消費者還元の仕組み

